

ラブアンIBFCレポート

新しい世界秩序: 透明性と実体性、 追うか追われるか

情報の交換・透明性・コンプライアンス

ヒウ・チー・ファット著

ビジネス・ディベロップメント / ディレクター

「CRS（共通報告基準）」と呼ばれるものが今、金融業界や国際的な業務に携わる人の間で話題となっている。このCRSとは一体何で、何故注目を集めているのだろうか？我々にどのようなインパクトを与え、又我々はどう心構えをしたらよいだろうか？

CRSとは、OECD（経済協力開発機構）及びG20サミットのサブグループであるGFT（透明性に関するグローバル・フォーラム）により意見が出され、OECDにより制定された基準であり、税務目的のための各国間の情報交換を目的としている。

CRSは参加国家間の情報の交換により脱税を防ぐことを目的としており、主眼点はシンプルだが実に効果的である。要は情報を共有し、その情報にアクセスできる集団を拡大してゆく、ということである。

CRSはこの枠組みに参加している各国内の金融機関に、外国国籍である個人或いは企業により直接・間接に保有されている金融口座を報告するよう義務付けている。従って口座保有者はID及び残高を含めた口座情報等膨大な量の情報を提供しなくてはならない。手短に言うと、CRSの導入がこれまで銀行業務における守秘義務や各種財団を通して守られてきた情報を明るみに出すこととなる、ということである。

透明性の要請とコンプライアンスの必要性は、将来のあらゆる金融活動にとって規範となることだろう。OECDによる別の発案であるBEPS（税源浸食と利益移転）対策は、複数国家に跨って企業が活動をしている場合において、可能な限り各国からの課税が平等になることを狙った取組みである。

BEPSは課税ルールの国家間の相違や不整合を利用して、徴税額が低い或いは無い国へ資金を移動する税回避戦略（脱税ではなく合法に、或いは節税戦略）を謂う。この対策を100以上の国・国家が協力し、取組みを実行しようとしている。CRSとBEPSの取組みにより、事業や個人による国境を越えた各種活動が根本的に変わろうとしている。

このような差し迫った変革は、我々にどんな影響を与えるだろうか？

新規範によるグローバル社会の税務対策

いかなる事業活動にもグローバル化が浸透して来ている昨今、企業が複数国で事業活動を行うのは普通のことになっており、そうあるべきだともされている。

一方でクロスボーダーの事業活動というものはまだ運営上の、かつ法的な摩擦を伴うものである。国際金融センター、IFCがそのような摩擦を軽減するのに手腕を示している。

優遇税制やビジネスを行い易い法制を提供するIFCは、商業・投資の架け橋の役割を果たしている。

実際、IFCをグローバル化の潤滑油に喩える人もいる。グローバル化既に死す、と断言するのでない限り、以下のような質問は付きまとう。透明性が強化され、ボーダーレスで国家間の相違が薄まってゆく環境の中で、国家間の「つなぎ」であるIFCを企業や個人は今後どのように利用していくつもりだろうか？

「実体性」（登記上の本店所在地ではなく、実際にビジネスを行っている場所）ということがクロスボーダーの課税を検討する際によく持ち出される概念であり、特定の国家内で為される事業活動・意思決定のレベルから判断されることとなる。

一般に企業は事業の実質的機能が存在することを示さなくてはならない。例えば物理的なオフィス、会社の日々の業務を手掛けている社員や業務に必要な設備が存在する、等である。ケイマン島のタックスヘイブンに本社を設立し、その安い税率でほとんどの納税を済ませようとしても、本社自体はペーパーカンパニーで実際の事業は米国なりで運営している場合、米国で税金を支払わなくてはならない。

手短かに言うと、ある国家に単に登記しているだけでは自動的に税法上の居住者とは見なされない。どの国家においても、経済的実態を生み出している証拠を以て、その国家内で具体的に事業を行っているという「実体性」が要件となる。

なお実体性を定義する普遍的な要件というものは存在せず、その立件は税務当局に疑問視されないよう慎重に進めなくてはならない。ある国家で十分と考えられている要件が別の国家では不十分と見なされることなどは多々ある。

またクロスボーダーの枠組みで事業を行っている企業は、自国と租税協定（二重課税回避）を結んでいる他国でのビジネス展開を検討することが重要となる。これにより税法上の居住者と見なされる可能性も高くなる。

税法上の居住者となるということは、その租税条約を結んでいる他国の税法ルールで課税されることを意味する。一方、租税条約を結んでいない複数の国家で事業を展開する企業は、より高い源泉税（国家間で差し押さえらるの意）に晒され、二重に税金を払うことになり兼ねない。

逆の言い方をすると、実体性を立件出来ない企業は租税条約上の住居者となれず、税務メリットを逃す可能性がある。

他国に会社を設立する際に、登記サポート会社・金融機関等の助けを借りて単に登記すればそのような租税条約ネットワークに乗れる、というのは甘い考えである。

確かに実体性を立件する試みは追加的費用が掛かるであろう。だが、そうしなかった場合の事業中断リスク、税務当局に疑問視された場合に負わなければならない追徴税のリスク等を考えると、最初から安全策を取った方が良い。

以上より、実体性を担保できるようなドミサイルを選択する方が、租税条約の様々なメリットを享受するためには賢明と言える。

再ドミサイル: 一つの選択肢か?

「再ドミサイル」は企業が或る国家から他の国家へ、(元の国での) 法的地位を維持しながら事実上移転することを指す。

二重課税その他の法的罰則を回避するために元の会社を清算する必要も無く、新規に設立した会社に資産・負債を全て移管する必要も無い。

利点としては、事業を中断させる必要が無いことで、業務時間を無駄にせず、管理コストを大幅に節約出来る点がある。

再ドミサイルは企業が自身の現状のニーズに応じて事業運営する国を自由に選ぶことが出来、且つそのために事業が中断されることはない、という優れたもののスキームであると言っても過言ではない。

実体性の立件がますます重要になるにつれ、クロスボーダーの構造を有するアジアに拠点を置く事業体は本国に近い場所に再ドミサイルすることがお勧めである。

長期的に見ると、企業が本拠地を置く経済地域(東南アジア圏等)に経済的実体を打ち立てる方がコスト面でも効率的である。透明性・実体性に向かう世界的傾向の中で我々がラブアンIBFCは良い候補地であると信じる理由はここにある。

実体性を構築するに際し重要なのは、業務上・コスト上両方の利点がある再ドミサイル先を検討することである。同じ時間帯にあり本国にアクセスがし易い国などが一例である。

事業のオーナーや経営幹部層は、自身のクロスボーダー・ビジネスの将来像をこの観点から考える必要に迫られるであろう。国際的な税務対策の世界は常に変化しており、先取りしておいて損は無い。

疑いもなく、情報の自動的交換と透明性は今や新しい規範となっている。この新しい世界秩序の中で、選択肢は限られている: 透明性と実体性の基準に事業が追うか追われるか、である。

*実体性の要件とは?

OECD内でのBEPS対策の枠組みが世界中で受け入れられる中、キャプティブのオーナーは、キャプティブを設立しようとするドミサイルに於いて経済的実体を示さなければならない。要件の例としては以下のようなものがある:

- ・ 年次株主総会、ボードミーティング(日本語で言う取締役会に近いが、執行に関する意思決定よりも株主寄りの経営陣に対する牽制機関という意味合いが強い)がキャプティブのあるドミサイルで開催されている。
- ・ キャプティブ運営および役員任務が同ドミサイルで執行可能。
- ・ 経理関係が同ドミサイルで執務され、記録もそこで保管されている。
- ・ 同ドミサイルに実際に使っている銀行口座がある。
- ・ 同ドミサイルの現地に住む者がキャプティブ運営に参画している。
- ・ 主要な経営上の意思決定が同ドミサイル内で行われている。

これらの要件を満たすために、ラブアンIBFC等の仲介役はキャプティブのオーナーが実体性を低費用で構築することを可能にしている。ラブアンにある全てのキャプティブには業務運営オフィスを設立するか、業務運営代行者を任命するという選択肢がある。なおIBFC等を介して設立されたキャプティブは監督局に対し年次で監査済財務諸表の提出を求められている。



FOR MORE INFORMATION, LOG ON TO WWW.LABUANIBFC.COM

LABUAN IBFC INCORPORATED SDN BHD (817593D)

SUITE 3A-2, LEVEL 2 BLOCK 3A
PLAZA SENTRAL, JALAN STESEN SENTRAL
KL SENTRAL, 50470 KUALA LUMPUR
MALAYSIA

TEL +6 03 2773 8977
FAX +6 03 2780 2077
EMAIL info@libfc.com

Labuan IBFC Incorporated Sdn Bhd, the official promotion and marketing agency for Labuan International Business and Financial Centre, Malaysia

Disclaimer:

This document provides general information on Labuan IBFC and should not be relied upon when formulating business decisions, nor should it be treated as a substitute for professional advice pertaining to particular business circumstances. While all information herein has been prepared in good faith, no representation or warranty, expressed or implied, is made and no responsibility or liability will be accepted by Labuan IBFC Incorporated Sdn Bhd or Labuan Financial Services Authority as to the accuracy or completeness of this document. Further, this document does not include any statement or opinion with regard to the laws governing Labuan IBFC or Malaysia and specific legal advice should always be sought from qualified lawyers and/or professional advisors. In addition, this document is not directed to any person in any jurisdiction where (by reason of that person's nationality, residence or otherwise) this publication or availability of any services offered within it, is prohibited and deemed unlawful. Please note that information contained herein is subject to change without prior notice.